

広告付区政情報モニター・番号表示システム設置事業者 募集要項

目黒区では、目黒区総合庁舎（以下、「総合庁舎」という。）の利用者に対して、多様な区政情報を提供し区民サービスの向上を図り、区内企業を中心とした広告映像の放映により地域経済の活性化に資するとともに、区有施設を有効かつ効果的に活用し、区の歳入を確保するため、下記のとおり広告付区政情報モニター（以下、「情報モニター」という。）を設置します。

また、情報モニターの設置は、戸籍住民課の窓口受付に用いる番号表示システムの設置と一体的に行うこととし、下記のとおり、情報モニター・番号表示システムを設置する事業者を募集します。参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 施設概要

名 称	目黒区総合庁舎
所 在 地	目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号
開庁日時	月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時(1 階窓口の一部は午後 7 時) 土曜日・日曜日 午前 10 時から午後 4 時 30 分 (1 階窓口の一部のみ)
来庁者数	総合庁舎来庁者数 約 3,000 人/日
広告放映数	6 3 7 枠 (平成 27 年 4 月から令和元年 8 月までの実績/1 枠 1 ヶ月換算)

2 募集内容

- (1) 情報モニター・番号表示システムを企画・製作し、区が指定する場所に設置すること。
- (2) 情報モニター・番号表示システムを維持管理し、保守、故障時の対応、事故対応などを行うこと。
- (3) 情報モニターに放映する区政情報等の映像データを制作・放映すること。
- (4) 情報モニターを広告媒体として運用し、広告を募集・放映すること。

3 情報モニター・番号表示システムの仕様等

- (1) 情報モニター・番号表示システムの規格等及び台数

項目・品名		規格等	台数
情報モニター		55 インチ、壁掛け式	1 台
		42 インチ、壁掛け式	1 台
		42 インチ、天吊り式またはスタンド式	1 台
		42 インチ、スタンド式	1 台
番号表示システム	番号表示モニター	55 インチ、壁掛け式	1 台
		42 インチ、スタンド式	1 台
	発券機 操作機 (受付)	別紙 6 のとおり	4 台
		別紙 6 のとおり	5 台
	個別表示機 (トンボ)	別紙 6 のとおり (1 台壁埋込型)	6 台
交付呼出操作機 (交付)	別紙 6 のとおり	2 台	
待ち人数表示モニター	別紙 6 のとおり、壁掛け式	1 台	

※設置する情報モニター、番号表示モニターは薄型で場所をとらないもので、かつ、安全に配慮したものとする。

※スタンド式の情報モニター (1 台)、番号表示モニター (1 台) は、1 つのスタンドに各モニターを 1 台ずつ縦列させて配置し、スタンドは転倒等がないよう安全に配慮するとともに、通行の妨げとならないものとする。

- (2) 設置場所

別紙4のとおりとする。

(3) 区政情報及び広告の放映

- ① 放映時間は、原則として総合庁舎の開庁日（祝日を除く月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時までとする。
- ② 映像の放映は無音により行うこと。
- ③ 放映する広告の広告主の選定及び広告の内容について、設置事業者は「広告付区政情報モニター広告放映基準」（別添参考資料）を遵守すること。
- ④ 放映サイクルの中で、必ず区政情報を放映し、放映時間は全放映時間数の50%以上とする（放映サイクルにおける放映枠の構成等については協議の上決定する。）。

(4) その他の仕様

- ① 番号表示システムは「1 施設概要」に示す開庁日時に使用できることとする。
- ② その他仕様の詳細は、情報モニターについては別紙5、番号表示システムについては別紙6のとおりとする。

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始手続の申立てがなされていない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び特別地方消費税に滞納がないこと。
- (4) 申込開始日から設置事業者決定までに目黒区競争入札参加者指名停止措置基準（平成2年4月1日付目総契第740号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 目黒区暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、次の暴力団排除条項に抵触しないこと。
 - ① 法人等の役員又は使用人（法人等の代表者及び役員（役員として登記又は届出等はされていないが実質上経営や運営に関与しているものを含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員等をいう。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）ではないこと。又、暴力団員等が、経営や運営に事実上参加していないこと。
 - ② 法人等の役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力しないこと。
 - ③ 法人等の役員又は使用人が、自らの法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しないこと。
 - ④ 法人等の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有しないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

5 応募条件等

- (1) 情報モニター・番号表示システムの設置にあたっては、目黒区行政財産目的外使用許可の手続等が必要となります。
- (2) 使用許可の期間
令和2年5月3日から令和7年5月2日までの5年間
(※設置日時等については別途協議の上決定する。)
- (3) 使用料等
 - ① 行政財産使用料

ア 設置事業者として決定した者が提示した価格をもって年額使用料とする。なお、使用料は年額を一括して、使用許可書の交付とともに発行する納入通知書により、区が指定する期限までに納入することとする。

イ 3(1)の機器設置に係る最低使用料は年額500,000円とする。

② 電気料金

情報モニター・番号表示システムの運用に係る電気料金は、設置事業者の負担とする。なお、電気料金については設置機器の消費電力をもとに区が積算した額とする。

③ その他

情報モニター・番号表示システムの設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。また、設置及び撤去並びに放映内容の変更に関する作業は、設置事業者の希望日時を事前に調整したうえで、区が指定する日時に行うものとする。

(3) 遵守事項

設置期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 情報モニター・番号表示システムを設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ② 情報モニター・番号表示システムの設置にあたっては、転倒、落下等のないよう安全かつ確実に設置することとし、設置期間中に万一事故等が発生した場合は、設置事業者が責任を持って対応すること。
- ③ 破損等については、設置事業者において速やかに対応すること。
- ④ 情報モニター・番号表示システムの搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、区の指示に従うこと。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を区に対し請求することができません。

6 応募申込手続き

(1) 申込方法

① 郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和元年10月2日(水)～令和元年10月8日(火) 必着
送り先 〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区広報課 宛て

② 持参する場合

申込受付期間 令和元年10月2日(水)～令和元年10月8日(火)
午前9時～午後5時(なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。)
提出先 目黒区広報課(目黒区総合庁舎4階)

(2) 応募申込書及び提出書類

次のいずれかに該当するものを提出してください。なお、提出いただいた書類は返却いたしません。また、情報公開の請求により書類を開示することがあります。開示の決定にあたっては、法人等に関する情報についての開示の可否等を確認させていただく場合があります。

- ① 申込書(別紙1)・・・1部提出
- ② 誓約書(別紙2)・・・1部提出
- ③ 事業者概要(見本1に基づき作成)・・・正本1部、副本9部提出
- ④ 企画提案書・・・正本1部、副本9部提出

主として次の事項を記載又は添付してください。

○使用料(年額)

○設置する機器の仕様

- ・情報モニターの寸法・設置面積
- ・番号表示システム一式の構成、機能
- ・番号表示システムで設置する個々の機器類の寸法、具体的な仕様
- ・使用機器の消費電力(W/h)など

○放映する区政情報に関すること

- ・ 区政情報の制作・更新方法（作業方法、所要日数等）
 - ・ 無料で制作できる区政情報の年間本数
 - ・ 区政情報及び広告映像の放映方法（情報設定方法等）
 - ・ 区政情報及び広告映像の構成（枠数、1枠・1サイクルの放映時間等）
 - ・ 区政情報の提供手段としての効果を高める工夫
 - ・ ネットワーク回線を利用する場合はその利用について
 - ・ 災害等緊急時の取扱い
 - ・ 掲載情報の更新等、運用に関する取扱い
 - 広告に関すること
 - ・ 広告料金及び枠数の設定
 - ・ 広告募集方法及び区内業者の優先度
 - ・ 区の広告掲載基準に基づく審査体制
 - ・ 広告内容に問題があった場合の対応等
 - 機器の設置に関すること
 - ・ 事前打合せ、準備工事、専用線敷設工事、撤去工事、設置工事の時期、及び所要期間について
 - ・ 職員への機器取扱いの説明、周知について
 - ・ 設置後、初日（開庁日）の対応について
 - 機器の使用・管理に関すること
 - ・ 使用開始後の設定変更について
 - ・ 定期保守点検について
 - ・ 機器の不具合、故障時の体制、対応方法について
 - ・ 緊急時の対応に関する体制について
 - データの有効活用に関すること
 - ・ 来庁者、来庁時間、待ち人数、待ち時間等のデータの活用について（統計データ、混雑状況把握など）
 - ・ ウェブ画面上で窓口混雑状況をリアルタイムで確認できるなどの機能について
 - ・ ウェブ画面の運営管理について
 - 設置準備作業を含む業務全体のスケジュールなど
 - 収支計画（見本2に基づき作成）
 - ⑤ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・・・1部提出
 - ⑥ 納税証明書「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税）・・・1部提出
 - ⑦ 直近（3か年分）の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書・・・1部提出
- ※③、④の副本へは、参加者が特定できるような記載、名称、ロゴマーク等は使用しないでください。
- ※⑤及び⑥についてはいずれも発行日から3か月以内のものとし、⑥については申込日に取得できる直近の年分のものとする。

(3) 質問の受付等

質問については、別紙3「広告付区政情報モニター・番号表示システム設置事業者募集に関する質問票」に質問事項を記入の上、メールにより送付してください。なお、メール以外での質問は受け付けませんのでご注意ください。また、質問に対する回答は、質問者だけでなく、質問票提出者すべてにメールにて回答します。質問がない事業者で、質問に対する回答を希望する場合も、メールアドレスを記載して質問票を提出してください。

質問票送信先：koho02@city.meguro.tokyo.jp

質問票締切日：令和元年9月25日（水）午後5時まで

質問に対する回答予定日：令和元年10月1日（火）午後3時頃

7 審査・選定の方法

選定は、「広告付区政情報モニター・番号表示システム設置事業者選定委員会」が行います。

(1) 書類審査

応募資格の有無、応募書類の内容等について一次審査します。

(2) 面接審査 (令和元年11月11日(月)実施予定)

提出いただいた書類審査後、一次審査の結果により、面接による審査を行います。

(3) 選定

面接による審査の後、設置事業者1社を選定します。

選定結果については、別途書面にて通知しますが、審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての問合せは受け付けませんのでご了承ください。

設置事業者決定後に目黒区ホームページにおいて設置事業者の法人名、決定金額及び選定委員会での審査結果を掲載します。

(4) 選定の基準

主な選定の基準は以下のとおりです。

- ① 4に示した応募資格をすべて満たしているか
- ② 安定的に運用できる経営状況であるか(資本金、従業員数、年間売上、営業所数など)
- ③ 区政情報の制作・更新方法、放映サイクル・枠数が妥当であり、区の情報提供手段として効果を発揮できる内容か
- ④ 発券機は来庁者が操作しやすく、呼出し・番号表示は、わかりやすく見やすいものであるか
- ⑤ 操作機はわかりやすく職員が操作しやすいものであるか
- ⑥ 番号表示システムは、繁忙期を含め、窓口混雑の緩和に効果のある仕様となっているか
- ⑦ 番号表示システムのデータを有効活用できる提案であるか
- ⑧ ウェブ画面リアルタイムの待ち状況がわかりやすく表示されているか
- ⑨ 広告主の選定及び広告の内容について、区の基準を遵守するための適切な審査体制がとられているか
- ⑩ 機器の保守、故障等への対応が迅速に行える
- ⑪ 設置方法及び機能等において安全面や庁舎環境に配慮した工夫がなされているか
- ⑫ 使用料提示額

8 業者選定に関する条件

選定に際して次の条件を提案業者に付す場合があるため、了承の上で参加してください。

- (1) 設置事業者の提案内容の具体化にあたっては、区との事前の協議を求め、必要に応じて提案内容の修正を求めることがあります。
- (2) 審査の結果、設置事業者として適した事業者がいない場合には、再度募集することがあります。

9 使用許可等申請の手続き

番号案内表示機の設置について、区は設置事業者の申請に対して、目黒区公有財産管理規則に基づいて使用許可を行います。設置事業者は、使用許可を受けて自らが広告付区政情報モニター・番号表示システムの設置を行います。

設置事業者に決定した者は、別途指定する期日までに、行政財産目的外使用申請書を提出してください。

10 設置事業者の決定及び許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、設置事業者としての決定又は許可を取り消します。

- (1) 設置事業者が指定する期日までに許可の手續きに応じなかったとき。
- (2) 使用財産を区が公用又は公共用に供するために必要とするとき。
- (3) 設置事業者が許可の条件に違反したとき。
- (4) 設置事業者が応募の資格を失ったとき。

1 1 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

問合せ先

目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

目黒区企画経営部広報課 担当 前田

電 話:03-5722-9621 (直通)